

令和 8 年度
姫路市こども・若者会議等企画・運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 2 月
姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名

令和8年度姫路市こども・若者会議等企画・運営業務委託

(2) 履行期間

契約を締結した日から令和8年9月30日まで

(3) 履行場所

姫路市

(4) 業務の目的及び概要

令和5年4月に施行されたこども基本法は、「こどもまんなか社会」を目指すための基本理念の一つとして「こどもの意見表明権及びその意見の尊重」を掲げており、地方公共団体に対しても、こども・若者に関する施策についてその意見を反映させることを求めている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、本市施策等についてこども・若者の意見を聞くことを通じて、こども・若者の現状やニーズを把握し、施策の実効性を向上させるとともに、こども・若者の意見表明権の認知度を向上させること及びこども・若者の自己肯定感や市政に対する関心を高めることにより、本市におけるこども・若者の幸福な生活（ウェルビーイング）の実現を目的とするものである。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

(4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和2年4月1日以後に実施した高校生年代以下のこども対象の参加者募集型ワークショップ（「ワークショップ」とは、参加者がグループになって自らの考えを話し合い、グループとしての意見をまとめる活動を指すものとし、工作やモノづくり等の体験活動は含まないものとする。以下同じ。）の実施実績を有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市こども未来局こども育成部こども総務課（以下「こども総務課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（市役所2階）

電話 (079) 221-2386

FAX (079) 221-2953

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）2月18日（水）から同年5月15日（金）まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	こども総務課 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032227.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	日 時
1 公告及び要求水準書等の公表	令和8年2月18日（水）
2 参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年3月13日（金）午後4時
3 参加資格確認結果の通知	令和8年3月17日（火）
4 プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年3月23日（月）午後4時
5 プロポーザルに関する質問への回答	令和8年3月26日（木）午後1時
6 提案資料提出書類の受付期限	令和8年4月6日（月）午後4時
7 提案資料に係る本市からの質問（疑義がある場合）	令和8年4月14日（火）正午
8 提案資料に係る本市からの質疑への回答期限	令和8年4月20日（月）午後4時
9 契約候補者の特定	令和8年4月22日（水）（予定）
10 契約候補者の通知	令和8年4月24日（金）（予定）
11 契約相手方の決定	令和8年5月7日（木）（予定）
12 契約締結予定日	令和8年5月15日（金）（予定）
13 審査結果の公表	令和8年5月18日（月）（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状（様式1-1）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (イ) 参加表明書（様式1-2）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和7年11月18日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式1-3）
- (オ) 関連企業申告書（様式1-4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し。市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）2月18日（水）から同年3月13日（金）まで 本市の休日を除く。
配布場所	こども総務課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032227.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達の記録が確認できる方法による。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

こども総務課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年3月9日（月）午前9時から同月13日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年3月17日（火）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年3月23日（月）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりこども総務課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

こども総務課 (kodomosoumu@city.himeji.lg.jp)

エ 提出期限

令和8年3月23日（月）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年3月26日（木）午後1時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「令和8年度姫路市こども・若者会議等企画・運営業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5及び4-6（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達の記録が確認できる方法による。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

こども総務課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年4月1日（水）午前9時から同年4月6日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期間最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料に係る本市からの質疑応答の実施

(1) 提案者は、本市が令和8年4月14日（火）正午までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに送付する質疑に対して回答を作成し、下記提出期限までに提出すること。なお、本市において質疑応答を要しない場合は、回答書を送付しない。

ア 提出書類

回答書（様式6）

イ 提出（回答）方法

回答書（様式6）に本市からの質疑に対する回答を記載し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

こども総務課（kodomosoumu@city.himeji.lg.jp）

エ 提出期限

令和8年4月20日（月）午後4時まで

(2) 質疑に対する回答は回答書（様式6）の提出によってのみ行うこと。補完的な資料の提出は認めない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、提案資料に係る質疑応答を実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市こども・若者会議等企画・運営業務委託プロポーザル審

査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係るヒアリングは実施しないものとする。

エ 姫路市こども・若者会議等企画・運営業務委託プロポーザル審査委員会において、提案資料及び質疑応答の内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 業務実施体制	① 業務を適切かつ円滑に遂行できる体制となっているか。	5点	5点
(2) 業務計画	① 要求水準書を踏まえた上で、参加者を集めるために十分な広報期間と、本市との協議に必要な期間が確保された、効果的なスケジュール設定となっているか。	5点	5点
(3) 評価テーマ① 要求水準書3(1) 「大学生等に対するファシリテーター研修の企画・運営」に関する提案	① 研修講師は、「3(1)カ 研修講師」に記載の知識、技術及び経験を有しているか。	10点	20点
	② 研修内容は、「3(1)キ 研修内容」に記載の内容を含み、こども・若者を対象とした会議、ワークショップ等のファシリテーターを務めるために必要な知識・技術及びこども・若者の意見を聞くことの重要性・必要性を効果的に学ぶことができる工夫がされているか。	10点	
(4) 評価テーマ② 要求水準書3(2) 「こども・若者の意見を聞く会議の企画・運営」に関する提案	① ファシリテーターは、「3(2)キ ファシリテーター」に記載の知識、技術及び経験を有しているか。	10点	40点
	② 参加者全員が安心して自らの意見を自由に気兼ねなく述べることができるような工夫がされているか。	10点	
	③ 「3(2)ク(ア) 会議の流れ」に記載の「参加者のほぼ全員が初対面であること」等、参加者がこども・若者であることを十分に考慮されているか。	10点	

	④ サポートファシリテーターとして参加する大学生等の役割を生かす工夫がされているか。	10点	
(5) 評価テーマ③ 要求水準書 3 (3) 「オンライン会議による意見聴取の企画・運営」に関する提案	① ファシリテーターは、「3(3)カ ファシリテーター」に記載の知識、技術及び経験を有しているか。	5点	10点
	② 実施方法が「オンライン方式であること」を考慮し、オンライン上であっても参加者であるこども・若者が安心して自由に気兼ねなく意見を言えるような工夫・配慮がされているか。	5点	
(6) 評価テーマ④ 要求水準書 3 (4) 「参加者の募集及び広報」に関する提案	① 十分な参加者を確保するための工夫がされているか。	5点	5点
合計			85点

※ 下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

第 8 項第 1 号に定める提案資料の様式 5 に記載された提案金額を対象として、次の方
法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第 1 位として、
提案金額に関する評価点の満点である 15 点を付与し、その他の提案者の評価点は、15 点
に第 1 位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、
提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案
者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、
評価点を算出する。

$$15 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} / \text{当該提案者の提案金額})$$

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計によ
り算出する。（満点 100 点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例
が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算

出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。
- ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- オ 契約候補者の特定を令和8年4月22日（水）に行う予定である。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- カ 特定された契約候補者は、令和8年5月7日（木）午後4時までに、本件業務の見積書をこども総務課に提出すること。
- キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年5月18日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

11 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりこども総務課に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかつた者

- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第58号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

14 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

15 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなったり、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書をこども総務課まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>)
- (7) 本業務の実施は、令和8年度予算の成立を条件とする。